

# 会費等に関する規則

(目的)

## 第1条

この規則は、一般社団法人データで考えるカイニシアティブ（以下「当法人」という。）定款第7条の規程に基づき、当法人の会費等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種別及び会費)

## 第2条

会員の種別は、次の各号で定めるとおりとし、会員種別に応じ、別紙「会費の算定基準」に基づき、会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
  1. 企業会員は、当法人の目的に賛同して入会した法人とする。
  2. 個人会員は、当法人の目的に賛同して入会した個人とする。
- (2) 一般会員は、当法人に必要事項を登録して、情報を受け取る、特定イベントに参加するために入会した者とする。
- (3) 賛助会員は、当法人の事業を援助するために入会した者とする。

(会費の納入)

## 第3条

正会員及び賛助会員は、別紙「会費の算定基準」に基づき会費を納入しなければならない。

- 2 会費は、入会申込時に指定される期日までに、指定の方法で支払うものとする。
- 3 会員は、毎事業年度、9月31日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。
- 4 年度の途中で入会する会員の年会費の額は、次の通りとする。

① 本年10月～12月入会会員	納入する年会費の全額
② 1月～3月入会会員	納入する年会費の4分の3
③ 4月～6月入会会員	納入する年会費の半額
④ 7月～9月入会会員	納入する編会費の4分の1
- 5 年度途中で賛助会員から正会員となる場合は、会員の会費と既納入分の会費との差額を新たに納入するものとする。

(会員の資格の継続)

## 第4条

会員の資格は、申込確認書に規定する年度の終了の日の30日以上前に、退会の届出がない場合は、翌年度についても継続するものとする。

附則

本規則は、平成24年11月1日から施行する。

別紙

2012年度 会費の算定基準

1. 法人会員の年会費については1口15万円とし、下記のとおり定める。

	法人会員(正会員)		
	A	B	C
資本金	資本金 10 億円以上の法人	資本金 1 億円以上 10 億円未満の法人	資本金 1000 万円以上 1 億円未満の法人
年会費	600,000 円/年	300,000 円/年	150,000 円/年
口数	4口	2口	1口

2. 個人会員の年会費は15,000円とする。

3. 賛助会員の年会費は1口(150,000円)以上とする。

4. 一般会員の年会費は無料とする。

※ 上記規定にかかわらず、営利を目的としない法人など、理事会が特に認めた場合は、年会費を減額又は免除できるものとする。